

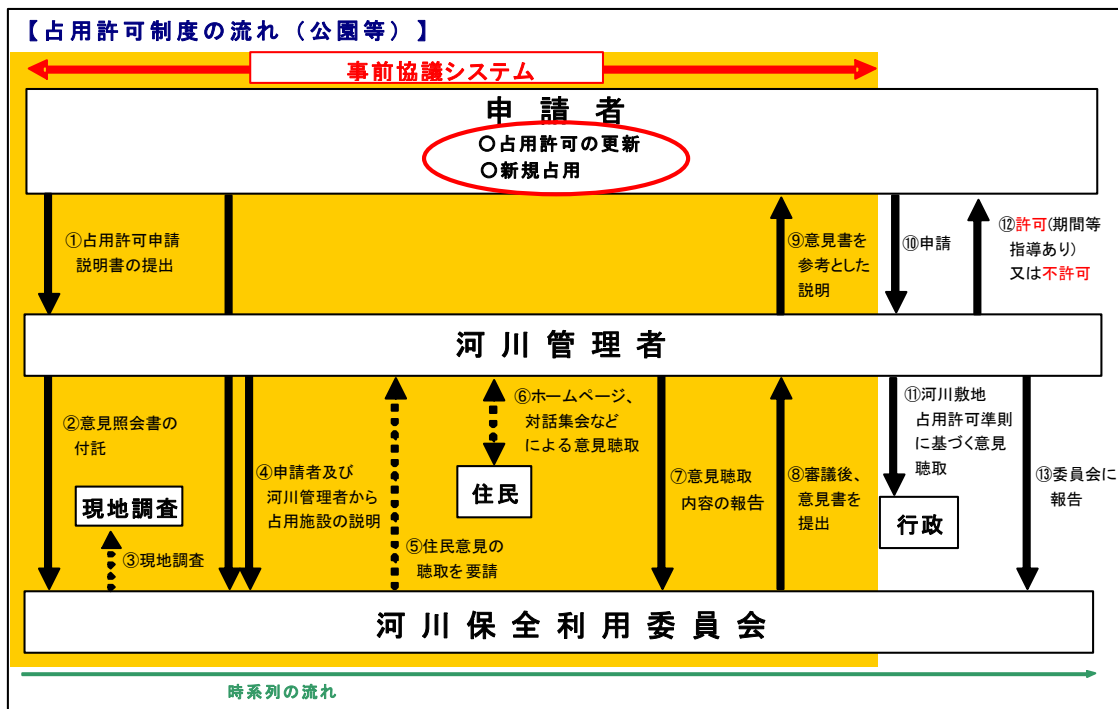
占用施設の変更に係る河川保全利用委員会の審査について

◆ 淀川水系河川整備計画（平成 21 年 3 月 31 日）

(6) 川らしい河川敷の利用
○ゴルフ場、公園等占用施設等

占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、利用者の意見とともに、河川環境の保全・再生を重視する観点から学識経験者・自治体等関係者機関からなる「河川保全利用委員会」の意見を聴き、周辺環境・地域特性を考慮しつつ検討することとする。

◆ 河川敷占用許可申請・審査の手引き



(P3 4.河川敷占用許可制度 4-1 河川敷占用許可制度の流れより)

◆ 河川保全利用委員会審査表

審査区分	審査項目	審査細目	審査内容の説明
C 占用施設の利用計画と利用者等から	C1 占用施設利用計画	C12 施設の変遷	継続申請の場合、前回占用許可期間内にどのように施設内容が変化したか。また、その変化理由はどのようなもので、適切なもの

の検証			であったか。
<p>【判断のポイント】</p> <p>① 現地調査で古い施設と新しい施設の利用状況を確認する。</p> <p>② 申請書の利用施設と現状の利用施設に相違がないか確認する。</p> <p>③ 施設の利用がある場合、その変更理由を確認する。</p> <p>④ 利用されていない施設・構造物があるか確認する。</p>			

◆ 「占用施設の変更」について（事務局案）

1. 公園等占用施設の変更について、琵琶湖河川事務所が申請者から事前協議を受けた場合、原則として「占用施設の新設及び更新の許可」と同様、河川保全利用委員会の意見を聴くこととする。ただし、占用施設の新設及び更新の許可を受ける際に河川保全利用委員会において審査を実施した項目及び細目については、当該施設の変更により再度審査が必要であると河川管理者及び河川保全利用委員会が判断する部分に限る。
2. 前記の規定にもかかわらず、下記のいずれかの場合はあらかじめ河川保全利用委員会の委員長及び副委員長の同意を得て、河川保全利用委員会に付託せず、河川管理者が占用を許可することができる。
 - (ア) 占用施設の改築を伴わない軽易な変更（復元が可能）
 - (イ) 河川保全利用委員会からの意見、要望等に基づいた変更
 - (ウ) 「河川敷利用の基本理念」及び「河川敷利用の基本方針」、並びに河川保全利用委員会審査表の審査項目等に合致した変更
3. 前記の規定により河川保全利用委員会に付託しなかった場合は、河川管理者が公園等占用施設の変更について占用を許可した後に、河川保全利用委員会に報告するものとする。